

神戸市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条の規定に基づき、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことにより 就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、神戸市とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 重度訪問介護等

法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護

(2) 指定重度訪問介護等事業者

前号に規定する重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービスを行う事業者

(3) 重度障害者等

重度訪問介護等及び計画相談支援の支給決定を受けている者。ただし、計画相談支援の支給決定を受けていない場合は、第9条第1項に規定する支給決定を受けた日の直後に到来する重度訪問介護等の支給決定時にあわせて計画相談支援の支給決定も受けること。なお、特段の事情があると福祉事務所長が認める場合は、計画相談支援の支給決定を受けることとする期日を延長することができる。

(4) 支援計画書

前号に規定する重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、民間企業及び自営業者等が主体となって、支援対象範囲を明確にし 必要な支援をとりまとめた計画書

(5) 自営業者等

個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等

(対象者)

第4条 この事業の対象者は次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 神戸市内在住の前条第3号に規定する重度障害者等

(2) 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用されている、又は、自営業を営んでおり、就労の継続のために本事業の必要性が見込まれること。ただし、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する 就労継続支援A型事業所、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者は除く。

- (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。ただし、民間企業に雇用されている者で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。

(支援範囲)

第5条 この事業の対象となる支援の範囲は、通勤支援及び職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。）とする。ただし、民間企業に雇用されている対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(対象となる支援内容)

第6条 この事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、第3条第2号に規定する指定重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

- (1) 排泄、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
- (2) 前号に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給量)

第7条 前条に規定する支援に係る支給量は、別表1の範囲内で福祉事務所長が決定する。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合はこれを超えることができる。

(申請)

第8条 第6条に規定する支援を受けようとする者（これから自営業を始めようとする者及び雇用されることが内定している者を含む。）は、神戸市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し
- (2) 支援計画書（第2号様式）
- (3) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

(支給決定)

第9条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給

の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の決定をしたときは、申請をした者に対し、当該決定の内容を神戸市重度障害者等就労支援特別事業支給決定等通知書（第3号様式）により通知する。

3 支給決定の有効期間は、第1項に規定する支給を決定した日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

4 福祉事務所長は、次に掲げる事由に該当するときは、第1項に規定する不支給決定をする。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しないとき
- (2) 希望する支援が第6条に規定する支援内容に該当しないとき
- (3) その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき

（変更申請）

第10条 前条第1項に規定する支給決定を受けた者は、第4条に規定する要件又は第8条に規定する申請における内容に変更が生じたときは、神戸市重度障害者等就労支援特別事業変更申請書（第4号様式）を速やかに、福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、前条第1項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容を神戸市重度障害者等就労支援特別事業支給変更決定通知書（第5号様式）により通知する。

（辞退の届出）

第11条 支給決定を受けた者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第4条に規定する要件を満たさないこととなったときは、神戸市重度障害者等就労支援特別事業辞退届出書（第6号様式）を速やかに、福祉事務所長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第12条 福祉事務所長は、支給決定を受けた者が次に掲げる事由に該当するときは、支給決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき
- (2) 第6条に規定する支援内容に含まれない支援を受けていたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき

2 福祉事務所長は、前項に規定する取消しを行ったときは、神戸市重度障害者等就労支援特別事業支給決定等通知書（第3号様式）により支給決定者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援特別事業に係る費用が支払われているときは、指定重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（就労支援給付費）

第13条 市長は、指定重度訪問介護等事業者が利用契約を締結した支給決定を受けた者

に対し、当該サービスを提供したときは、支給決定を受けた者が当該指定重度訪問介護等事業者を支払うべき当該事業に要した費用について就労支援給付費として当該支給決定を受けた者に代わり指定重度訪問介護等事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定を受けた者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。

3 就労支援給付費は、第7条に規定する支給量の範囲で、第6条に規定する支援を提供した時間につき、別表2に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、第15条に定める利用者負担額を除く額とする。

4 指定重度訪問介護等事業者は、神戸市重度障害者等就労支援特別事業請求書（第7号様式）に、神戸市重度障害者等就労支援特別事業明細書（第8号様式）、神戸市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（第9号様式）の写しを添え、支援を提供した月の翌月10日までに、市長に提出することにより、就労支援給付費を請求できる。また、上限額管理を行う指定重度訪問介護等事業者は、神戸市重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票（第10号様式）の提出も行うこと。

5 市長は、前項に規定する請求をした指定重度訪問介護等事業者に対し、審査に応じ、当該支給決定を受けている者に代わり、請求月の翌月末に就労支援給付費を支払うことができる。

6 前項に規定する支払があったときは、支給決定を受けている者に対し、支援の提供があったものとみなす。

（支援計画書作成協力費）

第14条 支援計画書作成協力費は、第3条第4号に規定する支援計画書を、民間企業又は自営業者等から希望があつて障害者相談支援センターが作成に協力したことにつき、別表3に定める額とする。

2 障害者相談支援センターは、神戸市請求書標準様式（第11号様式）を、作成に協力した月の翌月10日までに市長へ提出することにより、支援計画書作成協力費を請求できる。

3 市長は、前項に規定する請求をした障害者相談支援センターに対し、審査に応じ、請求月の翌月末までに就労支援給付費を支払うことができる。

（利用者負担額）

第15条 利用者負担額は、第13条第1項に規定する就労支援給付費については、当該費用の二割とし、同一月の利用者負担額が、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額を超えるとときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。前条第1項に規定する支援計画書作成協力費については、負担を要しない。

2 前項に規定する利用者負担額は、重度訪問介護等を含む他の事業の利用者負担額との

間で上限額管理をしないものとする。

3 第1項に規定する利用者負担額は、指定重度訪問介護等事業者が支給決定を受けている者から受領するものとする。

(秘密の保持)

第16条 本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第17条 福祉事務所長は、適正を期するため必要があるときは、支給決定者又は指定重度訪問介護等事業者に対して報告をさせ、又は職員に関係書類その他の物件を調査させることができる。

(書類の整備等)

第18条 支給決定を受けた者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

対象者像	一月あたりの支給量
重度訪問介護	120時間
同行援護	80時間
行動援護	80時間

別表 2（第 13 条関係）

単位数	重度訪問介護	基準別表第 2 に規定する単位 ただし、基準別表第 2 の 1 についてはイに規定する単位
	同行援護	基準別表第 3 に規定する単位
	行動援護	基準別表第 4 に規定する単位
単価	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）に規定する一単位の単価	

備考

1 利用決定者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合、単位数の大きい障害福祉サービスと同等の支援を優先する。

別表 3（第 14 条関係）

支援計画書作成	計画作成	6,000円
協力費	計画見直し	3,000円